

青森県報

号外第二十六号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

規則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「部、」を「部、局、」に、「第六条の二」を「第七条」に、「第一款 部」を「第一款 部及び局」に、

「第二款 課の分掌事務」を

「第一款の二 部内局の分掌事務(第十条の二)」に、「第十三条の二」を「第十三

条の二・第十三条の三」に改め、「第五目の二 文化観光部各課の分掌事務(第十三

条の三)」を削り、

「第八目 分掌事務の特例(第十六条の二)」を

「第七目の二 エネルギー総合対策局のグループの分掌事務(第十六条の二)」に、

「第八目 分掌事務の特例(第十六条の三)」を

「第一款 総務部の出先機関の名称及び所掌事務等」に、

「第一款 地域県民局の名称及び所掌事務等(第二十九条の二 第二十九条の

十)

第一款の二 総務部の出先機関の名称及び所掌事務等」に、

「第二目 削除(第三十二条の二・第三十二条の三)」を

「第三目 自治研修所(第三十三条・第三十四条)」を

「第四目 削除(第三十五条・第三十六条)」を

「第二目から第四目まで 削除(第三十二条の二 第三十六条)」に、「第一款の二

を「第一款の三」に、「男女共同参画センター」を「削除」に、「第五十一条を

「第五十四条」に改め、「第四目 白神山地ビクターセンター(第五十二条 第五

十四条)」を削り、

「第五十二條」を削り、

目次

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一

訓令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に關する訓令……………(人事課)…三

並行在来線対策室設置規程……………(同)…二四

人づくり戦略チーム設置規程……………(同)…二四

行政経営推進室設置規程及び県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令……………(同)…二五

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令……………(同)…二五

海外産業経済交流推進チーム設置規程の一部を改正する訓令……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

……………(同)…二五

「第四目 つくしが丘病院（第六十九条 第七十二条）
第四目 つくしが丘病院（第六十九条 第七十二条）
第四目の二 動物愛護センター（第七十二条の二・第七十二条の三）」に、「子ども家庭支援センター」を「削除」に、「肢体不自由児・重症心身障害児施設」を「医療療育センター」に、「肢体不自由児施設」を「削除」に、

「第三款の三 文化観光部の出先機関の名称及び所掌事務等
第一目 国外事務所（第百条の十五・第百条の十六）」を
第五目 国外事務所（第百条の十五・第百条の十六）」に、

「第三目 空港管理事務所（第二百二十四条 第二百三十六条）
第三目 空港管理事務所（第二百二十四条 第二百三十六条）」を
「第三目 空港管理事務所（第二百二十四条・第二百二十五条）」に改

「第五款の二 エネルギー総合対策局の出先機関の名称及び所掌事務等
第一目 I T E R 支援東京連絡事務所（第二百二十六条 第二百三十五）に改

「第五款の三 出先機関の事務所掌の特例（第二百三十六条）」
「第二章第一節の節名中「部」の下に「局」を加える。
第七條の見出しを「（部及び局）」に改め、同条中「青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に、「部は」を「部及び局は」に改め、「文化観光部」を削り、「県土整備部」を「県土整備部」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（部内局）
第七條の二 次の表の上欄に掲げる部に同表の下欄に掲げる局を置く。

「部内局）
第七條の二 次の表の上欄に掲げる部に同表の下欄に掲げる局を置く。

部 名	局 名
農林水産部	水産局
商工労働部	観光局

第八條第一項の表環境生活部の項中「県民生活政策課」を「県民生活文化課、国際課」に改め、同表商工労働部の項中「むつ小川原振興課、資源エネルギー課」を削り、同表文化観光部の項を削り、同表農林水産部の項中「水産振興課、漁港漁場整

備課」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる局に同表の下欄に掲げる課を置く。

局 名	課 名
商工労働部観光局	観光企画課、新幹線交流推進課
農林水産部水産局	水産振興課、漁港漁場整備課

3 エネルギー総合対策局長は、局にグループを置くものとする。

第二章第二節の節名中「部」の下に「局」を加える。

第二章第二節第一款の款名中「部」の下に「及び局」を加える。

第十條の見出し中「部」の下に「及び局」を加え、同条中「部の所掌事務は、青森県部設置条例」を「第七条に規定する部及び局の所掌事務は、青森県部等設置条例」に改め、同条の総務部の項の第三号中「歳入歳出予算」を「予算」に改め、同項の第五号中「他部」の下に「及びエネルギー総合対策局」を加え、同条の環境生活部の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 文化振興及び国際交流に関する事項

第十條の商工労働部の項の第一号中「及び工業」を「工業及び観光」に改め、同項の第二号中「高圧ガス等の保安及びエネルギー」を「及び高圧ガス等の保安」に改め、同条の文化観光部の項を削り、同条に次のように加える。
エネルギー総合対策局
一 エネルギーに関する事項
第二章第二節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 部内局の分掌事務

（部内局の分掌事務）

第十條の二 第七條の二に規定する局の分掌事務は、次のとおりとする。

観光局

- 一 観光に関する事項
- 二 新幹線開業効果の活用に関する事項

水産局

- 一 水産業に関する事項（農林水産部の下に設ける課の分掌に係る事務を除く。）
- 二 漁港に関する事項（農林水産部の下に設ける課の分掌に係る事務を除く。）

第二章第二節第二款の款名中「課」を「課等」に改める。

第十一条の人事課の項の第七号を次のように改める。

七 県及び市町村の職員の研修に関する事(他課の分掌に係る事務を除く。)
第十一条の人事課の項の第十三号中「二部以上」の下に「又は部及びエネルギー総合対策局」を、「所掌する部」の下に「又はエネルギー総合対策局」を加え、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条の税務課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域県民局に関する事(県税部の総括的管理に関する事務に限る。)

第十一条の防災消防課の項の第一号中「災害対策」の下に「及び国民保護措置」を加え、同項の第二号中「防災対策」の下に「及び国民保護措置」を加え、同項の第三号中「部隊の」の下に「国民保護等派遣」を加える。

第十一条の二の政策調整課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 地域県民局に関する事(他課の分掌に係る事務を除く。)

第十一条の二の企画課の項の第四号中「各部」の下に「及びエネルギー総合対策局」を加え、同条の新幹線・交通政策課の項の第六号中「離島航路」を「航路」に改め、同項の第七号から第九号までを削り、同条の情報システム課の項の第四号中「他課及び出先機関」を「エネルギー総合対策局、他課及び出先機関(地域県民局にあつては地域連携室及び部)」に改める。

第十二条の県民生活政策課の項中「県民生活文化課」を「県民生活文化課」に改め、第二十二号を第二十九号とし、第二十一号を第二十八号とし、第二十号の次に次の七号を加える。

二十一 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

二十二 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な推進に関する事。

二十三 文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関する事。

二十四 芸術文化団体に関する事。

二十五 著作権に関する事。

二十六 芸術パーク構想に関する事。

二十七 県史の編さんに関する事。

第十二条の県民生活政策課の項の次に次のように加える。

国際課

一 国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

二 国際交流の総合的な推進に関する事。

三 旅券等の交付に関する事。

四 海外移住に関する事。

五 海外技術協力に関する事。

第十二条の青少年・男女共同参画課の項の第七号中「青少年問題協議会」を削り、同条の環境政策課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 循環資源の循環的な利用の促進に関する事。

第十三条の健康福祉政策課の項の第十九号中「社会福祉研修所」を削り、同項の第二十二号を同項の第二十三号とし、同項の第二十一号中「医療審議会及び保健所運営協議会」を「及び医療審議会」に改め、同号を同項の第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 地域県民局に関する事(地域健康福祉部の総括的管理に関する事務に限る。)

第十三条の医療業務課の項の第十五号中「県立病院運営審議会」を削り、同条の保健衛生課の項の第十二号中「及び犬による危害の防止」を削り、同項の第二十九号中「食肉衛生検査所」を「動物愛護センター及び食肉衛生検査所」に改め、同条の二十もみらい課の項の第十号中「母子福祉センター」を削り、同条の障害福祉課の項の第十号中「肢体不自由児・重症心身障害児施設、肢体不自由児施設」を「医療療育センター」に改め、同項の第十一号中「及び精神医療審査会」を「精神医療審査会及び障害者介護給付費等不服審査会」に改める。

第十三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(商工労働部各課の分掌事務)」を付し、同条中「商工労働部各課」の下に「(観光局の下に設ける課を除く。)」を加え、同条の工業振興課の項に次の十一号を加える。

五 高压ガスの保安に関する事。

六 液化石油ガスの保安の維持及び取引の適正化に関する事。

七 ガス事業に関する事。

八 火薬類及び武器等製造の取締りに関する事。

九 電気用品の安全に関する事。

十 電気事業に関する事。

十一 電気工事士及び電気工事業に関すること。

十二 鉱業の振興計画に関すること。

十三 鉱業権の設定出願の協議に関すること。

十四 休廃止鉱山に係る鉱害防止の工事にに関すること。

十五 地下資源の開発調査に関すること。

第十三条の二のむつ小川原振興課の項及び資源エネルギー課の項を削る。

第二章第二節第二款第五目の二の目名を削る。

第十三条の三を次のように改める。

第十三条の三 商工労働部観光局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光企画課

一 観光振興に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

二 文化観光立県の推進に関すること。

三 観光に係る調査及び統計に関すること。

四 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること（施設に係る事務に限る。）。

五 観光施設の整備促進に関すること。

六 旅行業に関すること。

七 観光関係団体の育成指導に関すること。

八 水族館に関すること。

九 国外事務所等の総合的管理に関すること。

新幹線交流推進課

一 新幹線開業効果の獲得及び活用に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

二 新幹線開業効果の獲得及び活用に係る施策の総合的な推進に関すること。

三 観光振興に係る施策の推進に関すること。

四 国際観光の振興に係る施策の企画及び立案に関すること。

五 コンベンションの誘致に関すること。

六 コンベンションビュローの育成指導に関すること。

七 通訳案内士に関すること。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（農林水産部各課の分掌事務）」を付し、同条中「農林水産部各課」の下に「（水産局の下に設ける課を除く。）」を加え、同条の農林水産政策課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を

第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 地域県民局に関すること（地域農林水産部の総合的管理に関する事務に限る。）。

第十四条の水産振興課の項及び漁港漁場整備課の項を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 農林水産部水産局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

水産振興課

一 水産業の振興に関する企画及び調整に関すること。

二 漁場環境保全に関すること。

三 水産業の災害対策に関すること。

四 水産業の改良普及に関すること。

五 漁業の担い手の育成及び確保の推進に関すること。

六 海洋生物資源の保存及び管理その他の海洋法に係る諸問題の対策に関すること。

七 漁業の免許及び許可に関すること。

八 漁業の入会に関すること。

九 漁業の取締りに関すること。

十 海難防止に関すること。

十一 船舶職員の養成に関すること。

十二 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに漁船の登録、検認及び認定に関すること。

十三 漁船保険に関すること。

十四 漁業無線に関すること。

十五 栽培漁業の振興に関すること。

十六 浅海の増養殖に関すること。

十七 内水面の増養殖に関すること。

十八 水産資源の保護に関すること。

十九 遊漁船業の適正化に関すること。

二十 漁港漁場整備課の予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

二十一 海洋学院に関すること。

- 二十二 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の庶務に関する事。
 - 二十三 水産振興審議会に関する事。
- 漁港漁場整備課

- 一 漁港の指定に関する事。
- 二 漁港の修築に関する事。
- 三 漁港の災害復旧に関する事。
- 四 漁港の維持管理に関する事。
- 五 指定漁港区域内の国有及び私有の土地の管理に関する事。
- 六 漁港区域内の海岸保全に関する事。
- 七 漁港区域内の公有水面の埋立てに関する事。
- 八 沿岸漁場整備開発事業に関する事。
- 九 沿岸漁業の構造改善事業に関する事。
- 十 漁港管理会に関する事。

第十六条の監理課の項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一
号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地域県民局に関する事(地域整備部の総合的管理に関する事務に限る)。
第十六条の都市計画課の項の第十九号中「屋外広告物審議会、」を削り、同条の建
築住宅課の項の第十二号中「及び都市基盤整備公団」を削り、同項の第十九号中「都
市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二章第二節第二款第八目中第十六条の二を第十六条の三とする。
第二章第二節第二款第七目の次に次の一目を加える。

第七目の二 エネルギー総合対策局のグループの分掌事務

(エネルギー総合対策局のグループの分掌事務)

第十六条の二 エネルギー総合対策局のグループの分掌事務は、エネルギー総合対策
局長が定める。

第十八条中「グループの分掌事務」を「第八条第四項の規定により置かれるグルー
プの分掌事務」に改める。

第十九条の二の二を次のように改める。

(地域連携推進監)

第十九条の二の二 総務部に地域連携推進監を置く。

2 地域連携推進監は、特に指定された地域に係る市町村と協働して行う地域づくり
の推進に関する事項を総括整理する。

第十九条の二の三を第十九条の二の四とし、第十九条の二の次に次の一条を加
える。

(並行在来線調整監)

第十九条の二の三 企画政策部に並行在来線調整監を置く。

2 並行在来線調整監は、東北新幹線延伸後における並行在来線の運営対策に関する
事項を総括整理する。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(部内局の局長)

第十九条の四 商工労働部観光局及び農林水産部水産局に局長を置く。

2 商工労働部観光局の局長は、上司の命を受け、同の事務を掌理し、所属の職員を
指揮監督する。

3 農林水産部水産局の局長は、上司の命を受け、水産業及び漁港に関する事項を掌
理するとともに所属の職員を指揮監督する。

第二十條第一項ただし書中「文化観光部」を「企画政策部」に改め、同条第三項を
次のように改める。

3 企画政策部の次長は、部長を補佐し、部の事務を整理する。

第二十條第四項中「県民生活政策課」を「県民生活文化課、国際課」に改め、同条
第五項中「こどもみらい課」を「医療業務課」に改め、「医療業務課、」を削り、

「及び高齢福祉保険課」を、「高齢福祉保険課及びこどもみらい課」に改め、同条第
六項中「部長」の下に「及び局長」を加え、「むつ小川原振興課、資源エネルギー課
及び労政・能力開発課」を「労政・能力開発課、観光局観光企画課及び観光局新幹線
交流推進課」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「部長」の下に「及び局長」

を加え、「水産振興課及び漁港漁場整備課」を「水産局水産振興課及び水産局漁港漁
場整備課」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第二十條の三を次のように改める。

(県土整備企画監)

第二十條の三 県土整備部に県土整備企画監を置く。

2 県土整備企画監は、県土の整備に係る危機管理対策に関する事項及び特に命ぜら
れた県土の整備に関する事項を総括整理する。

第二十條の四を削る。

第二十二條の二を第二十二條の三とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(課長代理)

第二十二條の二 課に必要に応じ課長代理を置く。

2 課長代理は、上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を整理するとともに課の分掌事務のうち課長が特に命じた重要な事項を掌理する。

第二十三條の六を削る。

第二十四條の二第一項中「課に」の下に「(総務部工事検査課にあつては、必要に応じ)」を加える。

第二十四條の四の次に次の十二條を加える。

(エネルギー総合対策局の職等)

第二十四條の五 エネルギー総合対策局(以下第二十四條の十六までにおいて「対策局」という。)に局長を置く。

2 局長は、知事及び副知事の命を受け、対策局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第二十四條の六 対策局に必要に応じ理事を置く。

2 理事は、特に命ぜられた重要な事項を総括整理する。

第二十四條の七 対策局に次長を置く。

2 次長は、局長を補佐し、対策局の事務を整理する。

第二十四條の八 対策局に必要に応じ参事を置く。

2 参事は、特に命ぜられた事項を総括整理する。

第二十四條の九 対策局のグループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第二十四條の十 対策局のグループに必要に応じサブリーダーを置く。

2 サブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーを補佐し、グループの事務を整理する。

第二十四條の十一 対策局に総括副参事を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、対策局の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

第二十四條の十二 対策局に副参事を置く。

2 副参事は、上司の命を受け、対策局の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

第二十四條の十三 対策局に必要に応じ総括主幹を置く。

2 総括主幹は、上司の命を受け、対策局の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

第二十四條の十四 対策局に必要に応じ主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受け、対策局の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

第二十四條の十五 対策局に必要に応じ主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

第二十四條の十六 対策局に必要に応じ局付を置く。

2 局付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。

第二十五條の二の次に次の一條を加える。

第二十五條の二の四 出納局の課に必要に応じ課長代理を置く。

2 課長代理は、上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を整理するとともに課の分掌事務のうち課長が特に命じた重要な事項を掌理する。

第二十五條の七を次のように改める。

第二十五條の七 削除

第二十六條第一項中「県民生活政策課」を「県民生活文化課」に改める。

第二十八條第二項中「青森県行政機関設置条例」を「青森県行政機関等設置条例」に改め、第十一号を第十三号とし、第四号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 動物愛護センター

第二十八條第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 地域県民局

第二十八條第三項中「機関」を「公の施設で、当該公の施設を管理する機関を設置するもの」に改め、第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号から第十一号までを削り、第十二号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 医療療育センター(青森県立はまなす医療療育センターを除く。)

第二十八條第三項中第十三号から第十七号までを削り、第十八号を第四号とし、第十九号を削り、第二十号を第五号とし、第二十一号を第六号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第七号とし、同条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十一 I T E R 支援東京連絡事務所

第三章第二節第一款の二を同節第一款の三とする。

第三十條第二号中「第六条第三項の規定に基づき商工労働部の出先機関として設置された機関」を「I T E R 支援東京連絡事務所」に改める。

第三章第二節第一款第二目から第四目までを次のように改める。

第二目から第四目まで 削除

第三十二条の二から第三十六条まで 削除

第三十八条第一項の表弘前県税事務所、八戸県税事務所、八戸県税事務所の項及びむつ市、三戸郡、八戸市、三戸郡、おいらせ町の項を削り、同条第二項中「前項」を「第二十九条の三第一項及び前項」に改める。

第三章第二節第一款を同節第一款の二とし、同款の前に次の一款を加える。

第一款 地域県民局の名称及び所掌事務等

(所掌事務)

第二十九条の二 地域県民局は、次の事務を所掌する。

一 地域と協働して行う地域づくりに係る施策の企画、立案及び推進に関する事。

二 県税に関する事。

三 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事。

四 農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事。

五 県土の整備に関する事。

2 三戸地域県民局及び下北地域県民局は、前項に規定する事務のほか、家畜衛生及び漁港に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第二十九条の三 地域県民局の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名称	位置	所	管	区	域
中北地域県民局	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡			
三八地域県民局	八戸市	八戸市、三戸郡			
下北地域県民局	むつ市	むつ市、下北郡			

2 前項の規定にかかわらず、保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

地域県民局名	所	管	区	域
中北地域県民局	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町			
三八地域県民局	八戸市、三戸郡、おいらせ町			

下北地域県民局 むつ市、下北郡

3 前二項の規定にかかわらず、水産業に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

地域県民局名	所	管	区	域
中北地域県民局	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡			
三八地域県民局	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町			
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村			

4 前三項の規定にかかわらず、家畜衛生に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

地域県民局名	所	管	区	域
三八地域県民局	八戸市、三戸郡			
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町			

5 前各項の規定にかかわらず、漁港に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

地域県民局名	所	管	区	域
三八地域県民局	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町			
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村			

(内部組織)

第二十九条の四 地域県民局に地域連携室、県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部を置く。

2 地域健康福祉部に総務企画室、保健総室、福祉総室及び子ども相談総室を置く。

3 県税部、地域農林水産部及び地域整備部の長は当該部に、地域健康福祉部長は総室に課及び室を置くことができる。

(分掌事務)

第二十九条の五 地域連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務に関する事(他部の分掌に係る事務を除く。)

- 二 地域と協働して行う地域づくりに係る施策の企画、立案及び推進に関する事
- 2 県税部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 一部内の庶務に関する事。
 - 二 県税に関する事。
- 3 地域健康福祉部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 一部内の庶務に関する事。
 - 二 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事。
- 4 地域農林水産部の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、中南地域県民局にあつては、第三号に掲げる事務を除く。
 - 一 一部内の庶務に関する事。
 - 二 農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事。
 - 三 家畜衛生及び漁港に関する事。
- 5 地域整備部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 一部内の庶務に関する事。
 - 二 県土の整備に関する事。
- 6 総務企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 地域健康福祉部内の庶務に関する事。
 - 二 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する思想の普及及び向上に関する事。
 - 三 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関する事。
 - 四 医療社会事業に関する事。
 - 五 災害救助に関する事。
- 7 保健総室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 衛生教育に関する事。
 - 二 地域保健に係る統計調査に関する事。
 - 三 地域保健に関する調査及び研究に関する事。
 - 四 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関する事。
 - 五 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関する事。
 - 六 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、診療エックス線技師、歯科技工士、保健師、助産師、看護師、

- 准看護師、栄養士及び調理師に関する事。
- 七 死体解剖保存に関する事。
- 八 薬局及び医薬品販売業に関する事。
- 九 毒物及び劇物に関する事。
- 十 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する事。
- 十一 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関する事。
- 十二 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- 十三 難病対策に関する事。
- 十四 感染症、結核その他の疾病の予防に関する事。
- 十五 検疫に関する事。
- 十六 衛生上の試験検査に関する事。
- 十七 診療エックス線に関する事。
- 十八 予防接種に関する事。
- 十九 食品衛生に関する事。
- 二十 化製場等に関する事。
- 二十一 旅館業、公衆浴場及び興行場に関する事。
- 二十二 理容師及び美容師に関する事。
- 二十三 クリーニング業に関する事。
- 二十四 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- 二十五 墓地及び埋葬に関する事。
- 二十六 建築衛生一般に関する事。
- 二十七 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- 二十八 水道に関する事。
- 二十九 飲料水の改善に関する事。
- 三十 温泉に関する事。
- 三十一 栄養改善に関する事。
- 三十二 母体保護に関する事。
- 三十三 児童の健康相談に関する事。
- 三十四 養育医療及び療育の給付等並びに育成医療に要する費用の支給に関する事。
- 三十五 母子保健に関する事。
- 三十六 老人保健に関する事（老人医療費に関する事務を除く。）。

三十七 口こう保健に関する事。
 三十八 健康づくり推進事業に関する事。
 8 福祉総室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等の監督に関する事。

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による居宅サービス等を行う者等の監督に関する事。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による障害福祉サービス事業（精神障害者に係るものを除く。）を行う者の監督に関する事。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）の規定による身体障害者手帳の交付及び身体障害者相談支援事業等を行う者の監督に関する事。

五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定による知的障害者相談支援事業を行う者の監督に関する事。

六 児童福祉法の規定による障害児相談支援事業等を行う者の監督に関する事。
 七 療育手帳の交付に関する事。

八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関する事。

九 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。

十 社会福祉施設等の指導監査に関する事。

十一 青少年の健全育成の推進に関する事。
 十二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に定める援護及び育成の措置に関する事。

十三 要保護女子の更生援護に関する事。
 十四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事。

十五 社会福祉統計に関する事。
 9 こども相談総室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉に関する連絡調整に関する事。
 10 前条第三項の規定により置かれる課及び室の分掌事務は、当該課及び室の属する部の長が定める。

(家畜保健衛生所)

第二十九条の六 三八地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部に家畜保健衛生所を置き、その名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所	八戸市	八戸市、三戸郡
下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所	むつ市	むつ市、下北郡、横浜町

2 家畜保健衛生所の分掌事務は、家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条の規定により、次のとおりである。

一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事。
 二 家畜の伝染病の予防に関する事。

三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事。
 四 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事。

五 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事。

六 地方的特殊疾病の調査に関する事。
 七 その他地方における家畜衛生の向上に関する事。

(水産事務所)
 第二十九条の七 三八地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部に水産事務所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
三八地域県民局地域農林水産部 八戸水産事務所	八戸市	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町
下北地域県民局地域農林水産部 むつ水産事務所	むつ市	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

2 水産事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 漁業の許可に関する事。
 二 漁船に関する事。

三 水産業の改良普及に関すること。

(漁港漁場整備事務所)

第二十九条の八 三八地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部に漁港漁場整備事務所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
三八地域県民局地域農林水産部 三八地方漁港漁場整備事務所	八戸市	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
下北地域県民局地域農林水産部 下北地方漁港漁場整備事務所	むつ市	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

2 漁港漁場整備事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 特定漁港漁場整備事業等の施行に関すること。
- 二 漁港の維持管理に関すること。
- 三 漁港区域内の海岸保全に関すること。
- 四 その他漁港漁場に関すること。

(港管理所)

第二十九条の九 三八地域県民局地域整備部に港管理所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
三八地域県民局地域整備部八戸港管理所	八戸市	八戸港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区

2 港管理所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 港湾施設の維持管理に関すること。
- 二 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成及び整備に関すること。
- 三 港湾工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
- 四 海岸保全区域の管理に関すること。
- 五 その他港湾の利用及び管理に関すること。

(ダム管理所)

第二十九条の十 中北地域県民局地域整備部にダム管理所を置き、その名称、位置及

び分掌事務は、次のとおりとする。

名 称	位 置	分 掌 事 務
中北地域県民局地域整備部目屋ダム管理所	中津軽郡西目屋村	岩木川目屋ダムの管理に関すること。

第三章第二節第一款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第四十五条及び第四十六条 削除

第三章第二節第一款第四目の目名を削る。

第五十二条から第五十四条までを次のように改める。

第五十二条から第五十四条まで 削除

第五十六条の表中北地方健康福祉こどもセンターの項、三戸地方健康福祉こどもセンターの項及び下北地方健康福祉こどもセンターの項を削る。

第五十八条第一項第二号を次のように改める。

二 第二十九条の五第六項第二号から第五号までに掲げる事務

第五十八条第一項第三号から第五号までを削り、同条第二項中「次のとおり」を

「第二十九条の五第七項各号に掲げる事務」に改め、各号を削り、同条第三項中「次のとおり」を「第二十九条の五第八項各号に掲げる事務」に改め、各号を削り、同条第四項中「次のとおり」を「第二十九条の五第九項第一号に掲げる事務」に改め、第一号を削る。

第三章第二節第三款第四目の次に次の一目を加える。

第四目の二 動物愛護センター

(所掌事務)

第七十二条の二 動物愛護センターは、動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第七十二条の三 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県動物愛護センター	青森市	県内全域

第二項中「(昭和二十五年法律第十二号)」を削り、「次のとおり」を「第二十九条の六第二項各号に掲げる事務」に改め、各号を削る。

第七十七条第一項中「農林水産事務所に」を「第二十九条の七第一項に定めるもののほか、西北地方農林水産事務所に」に改め、同項の表三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所及び下北地方農林水産事務所を削り、同条第二項中「次のとおり」を「第二十九条の七第二項各号に掲げる事務」に改め、各号を削る。

第七十七条の二第一項中「農林水産事務所に」を「第二十九条の八第一項に定めるもののほか、東地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所に」に改め、同項の表三戸地方農林水産事務所三戸地方漁港漁場整備事務所及び下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所を削り、同条第二項中「次のとおり」を「第二十九条の八第二項各号に掲げる事務」に改め、各号を削る。

第九十九条第三項中「加工技術部」を「木材加工部」に改め、同条第五項中「加工技術部」を「木材加工部」に改め、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「調査」を「試験研究」に改め、同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 木材の品質等の調査及び研究に関すること。

第二百五条第一項の表中弘前県土整備事務所及び八戸県土整備事務所の項を削り、「五所川原市、」の下に「つがる市、西津軽郡、」を加え、むつ県土整備事務所の項及び鰺ヶ沢県土整備事務所の項を削り、同条第二項を削る。

第二百十九条を次のように改める。

第二百十九条 削除

第二百二十条の見出しを「(港管理所)」に改め、同条第一項中「青森県土整備事務所、八戸県土整備事務所」を「第二十九条の九第一項に定めるもののほか、青森県土整備事務所」に、「港湾管理所」を「港管理所」に改め、同項の表八戸県土整備事務所八戸港管理所の項を削り、同条第二項中「港湾管理所」を「港管理所」に、「次のとおり」を「第二十九条の九第二項各号に掲げる事務」に改め、各号を削る。

第二百二十一条を次のように改める。

(道路河川事業所)

第二百二十一条 五所川原県土整備事務所に道路河川事業所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名	称	位	置	担	当	区	域
---	---	---	---	---	---	---	---

五所川原県土整備事務所鰺ヶ沢 道路河川事業所	西津軽郡 鰺ヶ沢町	つがる市、西津軽郡
---------------------------	--------------	-----------

2 道路河川事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 道路(都市計画道路を含む)、河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止に関する次のこと。

イ 工事の調査、設計及び監督に関すること。

ロ 工所用材料の検査に関すること。

ハ 国県費補助土木工事の技術的指導監督に関すること。

ニ 工所用機械器具及び直営工事現場資材の保管に関すること。

ホ その他技術的管理に関すること。

二 港湾に関する次のこと。

イ 港湾施設の維持管理に関すること。

ロ 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成及び整備に関すること。

ハ 港湾工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。

ニ 海岸保全区域の管理に関すること。

ホ その他港湾の利用及び管理に関すること。

第二百五条の次に次の款名及び目名を付する。
第五款の二 エネルギー総合対策局の最先機関の名称及び所掌事務等

第一目 ITER支援東京連絡事務所

第二百二十六条から第二百三十六条までを次のように改める。

(所掌事務)

第二百二十六条 ITER支援東京連絡事務所は、ITER関連施設(ITER(国際熱核融合実験炉をいう。))による研究に関連して設置される施設をいう。))の立地に伴い講ずる施策に係る政府各機関、全国諸団体等との連絡及び折衝に関する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第二百二十七条 ITER支援東京連絡事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

青森県ITER支援東京連絡事務所	東京都千代田区	位置
------------------	---------	----

第二百二十八条から第二百三十五条まで 削除
(事務所掌の特例)

第二百三十六条 農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務の区域が二以上の農
林水産事務所の所管区域にわたり、又は地域県民局及び農林水産事務所の所管区域
にわたるときは、知事が当該事務を所掌する地域県民局又は農林水産事務所を指定
することができる。

2 県土の整備に関する事務の区域が二以上の県土整備事務所の所管区域にわたり、
又は地域県民局及び県土整備事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を
所掌する地域県民局又は県土整備事務所を指定することができる。
第二百三十六条の前に次の款名を付する。

第五款の三 出先機関の事務所掌の特例

第二百三十七条第一項中「出先機関」の下に「地域県民局、」を加え、「肢体不
自由児・重症心身障害児施設」を「青森県立あすなろ医療療育センター」に改め、
「当該出先機関」の下に「(当該出先機関に置かれる支所等を含む。)」を加える。

第二百四十条第一項中「出先機関」を「出先機関並びに地域県民局の地域連携室
及び部に」、各出先機関共通」を「各出先機関(地域県民局を除く。）」並びに各
地域県民局の地域連携室及び各部共通」に改め、同条第二項中「第五十七条第二項」
を「第二十九条の四第三項、第五十七条第二項」に改め、同条第三項中「第五十七
条第一項」を「第二十九条の四第一項から第三項まで、第五十七条第一項」に改め、
「内部組織」の下に「地域県民局の県税部、地域健康福祉部、地域農林水産部、地
域整備部並びに地域健康福祉部の保健総室、福祉総室及びこども相談総室並びに」を
加える。

第二百四十四条第一項の表青森県青少年問題協議会の項を削り、同条中第二項から
第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とし、第七項を削る。

第二百四十五条第一項の表中「青森県青少年問題協議会」を削る。

別表第一中総務部秘書課の項の次に次のように加える。

総務部人事課	総務事務集中化 推進監	給与、旅費等の支給及び服務に係る事務 処理の集中化の推進に関する企画及び調 整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
--------	----------------	---

別表第一企画政策部企画課の項を削り、同表環境生活部県民生活政策課の項中「環

境生活部県民生活政策課」を「環境生活部県民生活文化課」に改め、同表健康福祉部
医療薬務課の項を次のように改める。

健康福祉部医療薬 務課	健康福祉部医療薬 務課	薬事指導監	並びに特に命ぜられた事務に従事する。
	健康福祉部医療薬 務課	薬事指導監	並びに特に命ぜられた事務に従事する。

別表第一文化観光部観光推進課の項を削り、同表農林水産部構造政策課の項中「農
林建築指導監」を「農林建築総括指導監」に、「事務」を「重要な事務」に改める。

別表第三中

出先機関	職名
------	----

出先機関等	職名	
地域県民局	局長	
地域県民局の地域連携室	室長	
地域県民局の県税部	部長、次長、税務調査監	
地域県民局の地域健康福祉部	総務企画室	室長
	保健総室	総室長、次長、保健医長(下 北地域県民局を除く。)、 衛生指導監(下北地域県 民局を除く。)
	福祉総室	総室長、次長、監査指導監
	こども相談 総室	総室長
部長	部長、次長二人(下北地域県民局にあつては、 一人)、りんご生産指導監(中南地域県民局に 限る。)、農産園芸推進監(三八地域県民局に	

<p>地域県民局の地域農林水産部</p> <p>限る。)、畜産推進監(下北地域県民局に限る。)、林務調整監(下北地域県民局を除く。)、農村整備調整監、ダム管理主幹(下北地域県民局を除く。)、家畜保健衛生所長(中南地域県民局を除く。)、水産事務所長(中南地域県民局を除く。)、漁港漁場整備事務所長(中南地域県民局を除く。)</p>	<p>地域県民局の地域整備部</p> <p>部長、次長(中南地域県民局にあつては、二人)、用地専門監、工事調整監、白糠パイパス整備推進監(下北地域県民局に限る。)、世増ダム管理監(三八地域県民局に限る。)、建築調整監(下北地域県民局を除く。)、港管理所長(三八地域県民局に限る。)、ダム管理所長(中南地域県民局に限る。)</p>
--	--

に改め、同表青森県自治研修所の項を削り、同表県税務所の項中「税務調査監」の下に「(十和田県税務所を除く。)」を加え、同表青森県消防学校の項中「副校長」を削り、同表青森県男女共同参画センターの項及び白神山地ビクターセンターの項を削り、同表健康福祉こどもセンターの項中「(西北地方健康福祉こどもセンター及び上北地方健康福祉こどもセンターにあつては、二人)」を削り、「西北地方健康福祉こどもセンター及び下北地方健康福祉こどもセンターを除く。」を「東地方健康福祉こどもセンターに限る」に改め、「(下北地方健康福祉こどもセンターを除く。)」及び「(西北地方健康福祉こどもセンターにあつては、二人)」を削り、同表青森県立中央病院の項中「次長二人、センター長」を「次長三人、センター長」に改め、「総括主任看護師」を削り、同表青森県立つくしが丘病院の項中「総括主任看護師」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>青森県動物愛護センター</p>	<p>所長</p>
--------------------	-----------

別表第三青森県子ども家庭支援センターの項を削り、同表青森県立あすなろ学園の項中「青森県立あすなろ学園」を「青森県立あすなろ医療療育センター」に、「園長、次長」を「所長、次長二人」に改め、「総括主任看護師」を削り、同表青森県立さわらび園の項中「青森県立さわらび園」を「青森県立さわらび医療療育センター」に

「園長」を「所長」に改め、「総括主任看護師」を削り、同表保健所の項中「(上十三保健所にあつては、二人)」を削り、「五所川原保健所及びむつ保健所を除く」を「青森保健所、弘前保健所及び八戸保健所に限る」に改め、「支所長(五所川原保健所に限る。)」を削り、同表福祉事務所の項中「支所長(西北地方福祉事務所に限る。)」を削り、同表県外情報センターの項中「青森県北海道情報センター及び青森県名古屋情報センターに限る」を「青森県大阪情報センターを除く」に改め、同表青森県工業総合センターの項中「八戸地域技術研究所副所長」を削り、同表職業能力開発校の項中「職業訓練指導監(青森県立八戸工科学院に限る。)」を削り、同表農林水産事務所の項中「三人、下北地方農林水産事務所にあつては一人、りんご生産指導監(中南地方農林水産事務所に限る。)、農産園芸推進監(三戸地方農林水産事務所に限る。)」を「三人」に改め、「及び下北地方農林水産事務所」及び「中南地方農林水産事務所及び三戸地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所に限る」を「東地方農林水産事務所を除く」に、「水産事務所長(三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び)」を「水産事務所長(三戸地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所に限る」を「上北地方農林水産事務所を除く」に改め、同表県土整備事務所の項中「(弘前県土整備事務所にあつては、二人)」及び「白糠パイパス整備推進監(むつ県土整備事務所に限る。)、世増ダム管理監(八戸県土整備事務所に限る。)」を削り、「青森県土整備事務所、弘前県土整備事務所、八戸県土整備事務所及び十和田県土整備事務所に限る」を「五所川原県土整備事務所を除く」に、「都市公園事務所長(青森県土整備事務所に限る。)、港湾管理所長(青森県土整備事務所、八戸県土整備事務所及び十和田県土整備事務所に限る。)、ダム管理所長(弘前県土整備事務所)」を「港管理所長(五所川原県土整備事務所を除く。)、道路河川事業所長(五所川原県土整備事務所)」に改め、同表青森空港管理事務所の項の次に次のように加える。

<p>青森県INTER支援東京連絡事務所</p>	<p>所長、次長</p>
--------------------------	--------------

別表第三各出先機関共通の項中「各出先機関共通」を「各出先機関(地域県民局を除く。)」並びに各地域県民局の地域連携室及び各部共通」に、

<p>研究管理員</p> <p>総括主査</p> <p>総括主任研究員</p>	<p>を</p>	<p>研究管理員</p> <p>総括主査</p> <p>総括主任研究員</p>	<p>に改め、「園」を削り、「館」</p>
<p>大学</p> <p>別表第四第一号の表中「保健大学」を「地域県民局、保健大学」に改め、「園」、「及び「館」を削り、</p> <p>副院長</p> <p>副学院長</p> <p>を</p> <p>副学院長</p> <p>に改め、</p>	<p>に改め、「園」を削り、「館」</p>	<p>「(三戸地方健康福祉こどもセンターを除く。)」を削り、「青森県農林総合研究センター」林業試験場加工技術部」を「青森県農林総合研究センター」林業試験場木材加工部に、</p> <p>都市公園事務所長</p> <p>港湾管理所長</p> <p>ダム管理所長</p> <p>を</p> <p>港管理所長</p> <p>道路河川事業所長</p> <p>に改め、八戸地域技術研究所副所長の項を削り、同表第五号の表中</p>	<p>に改め、「園」を削り、「館」</p>
<p>主幹看護師</p> <p>総括主査</p> <p>総括主任看護師</p>	<p>特に重要な事務を処理する。</p>	<p>主幹看護師</p> <p>総括主査</p> <p>総括主任看護師</p>	<p>特に重要な事務を処理する。</p>
<p>主幹看護師</p> <p>総括主査</p>	<p>特に重要な事務を処理する。</p>	<p>主幹看護師</p> <p>総括主査</p>	<p>特に重要な事務を処理する。</p>

職 名	職 務
<p>総括主任看護師</p>	<p>を</p>
<p>主幹看護師</p>	<p>に改め、同号を別表第四第四号とし、同表第二号の表主任教授の項を削り、同表教授の項及び助教授の項中「研修生又は」を削り、同表職業訓練指導監の項及び総括主任研究員の項を削り、同表所(園、校、学院、館)付の項中「園、」を削り、「館」を「室、部」に改め、同号を別表第四第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 地域県民局長等</p>
<p>局長</p> <p>室長(地域連携室の室長に限る。)</p>	<p>同の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>当該室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p>
<p>部長</p> <p>次長(地域健康福祉部の次長を除く。)</p> <p>室長(地域連携室の室長を除く。)</p> <p>総室長(保健総室並びに三八地域県民局地域健康福祉部の福祉総室及びこども相談総室の総室長に限る。)</p>	<p>当該部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>当該部の長を補佐し、当該部の事務を整理する。</p> <p>当該室の事務を掌理する。</p> <p>当該総室の事務を掌理する。</p>
<p>次長(地域健康福祉部の次長に限る。)</p> <p>家畜保健衛生所長</p> <p>水産事務所長</p>	<p>当該総室の長を補佐し、当該総室の事務を整理する。</p>

を「所長等」に改め、同条第三項中「所長」を「所長等」に改める。

第一号様式から第五号様式までの規定中「瀨田川」を「瀨田川」に改める。

(青森県歯科技術士法施行細則の一部改正)

6 青森県歯科技術士法施行細則(昭和三十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「提出する際」の下に「地域県民局長又は」を加え、「所長」を「所長等」に改め、同条第二項中「所長」を「所長等」に改める。

第三条から第五条まで及び第六条第一項から第三項までの規定中「所長」を「所長等」に改める。

第一号様式から第五号様式までの規定中「瀨田川」を「瀨田川」に改める。

(青森県浄化槽法施行細則の一部改正)

7 青森県浄化槽法施行細則(昭和六十年十月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

第三条第一項中「及び」を「地域県民局の地域整備部及び」に改める。

(青森県温泉法施行細則の一部改正)

8 青森県温泉法施行細則(昭和五十二年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「所轄の」の下に「地域県民局長又は」を加える。

(青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

9 青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「定める」の下に「地域県民局長又は」を加える。

別表中「農林水産事務所長」を「地域県民局長又は農林水産事務所長」に改め、「所管区域」の下に「わたり、又は地域県民局及び農林水産事務所所管区域」

を加え、「住所地を管轄する農林水産事務所」を「住所地を管轄する地域県民局長又は農林水産事務所長」に改める。

(青森県災害救助法施行細則の一部改正)

10 青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「所轄の」の下に「地域県民局長又は」を加える。

(青森県歯科技術士法施行細則の一部改正)

11 次に掲げる規則の規定中「所轄健康福祉こどもセンター所長」を「所轄の地域県民局長又は健康福祉こどもセンター所長」に改める。

一 青森県歯科技術士法施行細則(昭和三十一年一月青森県規則第五号) 第三条

二 青森県薬事法施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号) 第七条

三 青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和四十年四月青森県規則第三十六号) 第十条第二項

(青森県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則等の一部改正)

12 次に掲げる規則の規定中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

一 青森県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和四十四年二月青森県規則第八号) 第三条

二 青森県柔道整復師法施行細則(昭和四十六年八月青森県規則第五十三号) 第三条

三 青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則(昭和五十六年八月青森県規則第三十七号) 第三条第一項

四 青森県覚せい剤取締法施行細則(昭和五十四年五月青森県規則第二十号) 第三条第二項

五 青森県栄養士法施行細則(昭和四十四年二月青森県規則第六号) 第三条

六 青森県健康増進法施行細則(平成十五年四月青森県規則第五十二号) 第三条

七 青森県漁港漁場整備法施行細則(平成十二年三月青森県規則第十六号) 第四条

八 青森県国有財産管理規則(平成七年五月青森県規則第三十一号) 第十二条

九 青森県建設業法施行細則(昭和三十七年五月青森県規則第四十七号) 第二条第一項

十 青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則(平成十五年三月青森県規則第十三号) 第七条

十一 青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(平成十二年三月青森県規則第六十七号) 第四条

十二 青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第二百二十三号) 第八條

十三 青森県港湾法第五十六条に関する施行細則（平成十二年三月青森県規則第二百二十四号）本則

（医学及び医療技術者等研修規則の一部改正）

13 医学及び医療技術者等研修規則（昭和三十六年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県健康福祉こどもセンター」を「地域県民局の地域健康福祉部、健康福祉こどもセンター」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「（平）を」（県、市）」に改める。

（青森県食品衛生法施行細則の一部改正）

14 青森県食品衛生法施行細則（昭和四十八年五月青森県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式中「（平）」を「（県、市）」に改める。

（青森県小規模水道規制条例施行規則の一部改正）

15 青森県小規模水道規制条例施行規則（昭和四十八年五月青森県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「所轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

（青森県狂犬病予防法施行細則の一部改正）

16 青森県狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第一百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その住所地を管轄する健康福祉こどもセンター所長」を「青森県動物愛護センター所長」に改める。

（青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

17 青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は所在地を管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

（青森県食鳥処理の事業の規制に関する規則の一部改正）

18 青森県食鳥処理の事業の規制（昭和五十九年九月青森県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長又は健康福祉こどもセンター所長」に改める。
（青森県母子保健法施行細則の一部改正）

19 青森県母子保健法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

第四条第一項中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加え、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第五条第一項中「をした」の下に「地域県民局長又は」を加え、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第六条第一項中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加え、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改め、同条第三項中「をした」の下に「地域県民局長又は」を加える。

第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項、第二項、第四項及び第六項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第一号様式の表、第二号様式、第五号様式から第九号様式まで、第十三号様式及び第十四号様式中「（平）」を「（県、市）」に改める。

（青森県家畜伝染病予防法施行細則の一部改正）

20 青森県家畜伝染病予防法施行細則（昭和五十年四月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「所轄の」の下に「地域県民局の地域農林水産部又は」を加える。

（青森県家畜伝染病まん延防止規則の一部改正）

21 青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「指定家畜を」の下に「地域県民局の地域農林水産部又は」を加える。

（青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部改正）

22 青森県動物用医薬品等販売業に関する規則（昭和三十七年一月青森県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第七号様式までの規定中「（平）」を「（県、市）」に改める。

（青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部改正）

（青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部改正）

（青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部改正）

第五条中「所轄農林水産事務所」を「所轄の地域県民局の地域農林水産部又は農林水産事務所」に改める。

(青森県林業種苗法施行細則の一部改正)

23 青森県林業種苗法施行細則(昭和四十五年十二月青森県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「管轄する」の下に「地域県民局又は」を加える。

(青森県漁船法施行細則の一部改正)

24 青森県漁船法施行細則(平成十二年三月青森県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「~~漁船~~」を「~~漁船~~」に改める。

(青森県漁港管理規則の一部改正)

25 青森県漁港管理規則(昭和三十九年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加え、「所轄農林水産事務所長」を「所轄農林水産事務所長等」に改める。

第三条、第五条、第六条、第七条第一項、第十二条、第十三条及び第十四条第二項中「所轄農林水産事務所長」を「所轄農林水産事務所長等」に改める。

第一号様式から第五号様式まで及び第九号様式中「~~漁船~~」を「~~漁船~~」に改める。

(青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

26 青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十五年三月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

第三条第一項中「及び」を、「地域県民局の地域整備部及び」に改める。

(青森県海岸法施行細則の一部改正)

27 青森県海岸法施行細則(昭和四十二年四月青森県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「農林水産事務所」を「地域県民局又は農林水産事務所」に改め、同条第二号中「県土整備事務所」を「地域県民局又は県土整備事務所」に改める。

(青森県地すべり等防止法施行細則の一部改正)

28 青森県地すべり等防止法施行細則(昭和四十三年三月青森県規則第二十五号)の

一部を次のように改正する。

第四条第一号中「農林水産事務所」を「地域県民局又は農林水産事務所」に改め、

同条第二号中「県土整備事務所」を「地域県民局又は県土整備事務所」に改める。

(青森県建築基準法施行細則の一部改正)

29 青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「県土整備事務所」を「地域県民局及び県土整備事務所」に改め、同条第一項及び第二項中「県土整備事務所」を「地域県民局又は県土整備事務所」に改める。

第三条第一項及び第二項中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。

第六条中「弘前県土整備事務所」を「中南地域県民局」に、「五所川原県土整備事務所」を「下北地域県民局、五所川原県土整備事務所及び」に改め、「及び」を「県土整備事務所」を削る。

第十八条中「所属する」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加える。

第二十七条第一項中「所管県土整備事務所」を「所管の地域県民局の地域整備部又は県土整備事務所」に改め、同条第四項中「県土整備事務所長」を「地域県民局の地域整備部長及び県土整備事務所長」に改める。

第二十八条中「記入し、」の下に「地域県民局の地域整備部長又は」を加える。

第三十条中「県土整備事務所長」を「地域県民局の地域整備部長及び県土整備事務所長」に改める。

(青森県都市計画法施行細則の一部改正)

30 青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「のある」の下に「地域県民局、」を加える。

(青森県物品調達規則の一部改正)

31 青森県物品調達規則(昭和三十二年三月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「含む。」の下に「エネルギー総合対策局長」を加える。



青森県訓令第五号

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

(診療手当支給規程の一部改正)

第一条 診療手当支給規程(昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「つくしが丘病院」の下に「地域県民局の地域健康福祉部」を加え、「あすなる学園及びさわらび園」を「あすなる医療療育センター及びさわらび医療療育センター」に改める。

第六条中「あすなる学園長及びさわらび園長」を「あすなる医療療育センター所長及びさわらび医療療育センター所長」に改める。

別表第一中「及び部長」の下に「地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長」を加え、「あすなる学園長、さわらび園長」を「あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長」に改める。

別表第二中「あすなる学園長、さわらび園長」を「あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長」に、「あすなる学園及びさわらび園」を「あすなる医療療育センター及びさわらび医療療育センター」に改める。

別表第三中「あすなる学園長、さわらび園長」を「あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長」に改める。

(危険作業手当支給規程の一部改正)

第二条 危険作業手当支給規程(昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「本庁資源エネルギー課」を「地域県民局の地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部」に、「及び」を「並びに」に改める。

第五条中「本庁資源エネルギー課長」を「地域県民局の地域健康福祉部長、地域農林水産部長及び地域整備部長」に、「及び」を「並びに」に改める。

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

第三条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を

次のように改正する。

第二条中「の課」の下に「エネルギー総合対策局」を加える。

(住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第四条 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成十四年八月青森県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「又は出先機関」を「エネルギー総合対策局又は出先機関(地域県民局にあつては、地域連携室又は部)」に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第五条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長」に、「資源エネルギー課長、観光推進課長」を「観光企画課長」に、「高規格道路・津軽ダム対策課長」の下に「エネルギー総合対策局のグループリーダーのうちエネルギー総合対策局長が指名するもの」を加える。

(青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第六条 青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程(平成十年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は出先機関」を「エネルギー総合対策局又は出先機関(地域県民局にあつては、地域連携室又は部。以下同じ。)」に改める。

第三条第二項及び第六条中「の課」の下に「エネルギー総合対策局」を加える。

(青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)

第七条 青森県物価対策連絡会議規程(昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第八条第三項中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長」に改める。

第九条中「県民生活政策課」を「県民生活文化課」に改める。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第八条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「県民生活政策課」を「県民生活文化課」に改める。

第七条第四項中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長」に改める。

第八条中「県民生活政策課」を「県民生活文化課」に改める。

別表中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長」に、「資源エネルギー課長、観光推進課長」を「観光企画課長」に改める。

(青森県交通安全事故相談員の設置等に関する規程の一部改正)

第九条 青森県交通安全事故相談員の設置等に関する規程(昭和四十二年七月青森県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県民生活政策課」を「県民生活文化課」に改める。

第五条中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長」に改める。

(青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第十条 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長、国際課長」に、「観光推進課長、文化振興課長、国際課長」を「観光企画課長」に改める。

(鳥獣保護員に関する規程の一部改正)

第十一条 鳥獣保護員に関する規程(昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「鳥獣保護員は、」の下に「地域県民局の地域農林水産部又は」を加える。

(青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程の一部改正)

第十二条 青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程(昭和四十五年三月青森県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「うちから、」の下に「地域県民局の地域健康福祉部長又は」を加え、「所長」を「所長等」に改める。

第五条中「償還協力員は、」の下に「地域県民局の地域健康福祉部又は」を加える。

第六条中「所長」を「所長等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「関し、」の下に「地域県民局の地域健康福祉部又は」を加える。

第八条及び第十一条第二項中「所長」を「所長等」に改める。

第二号様式中「地方健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局地域健康福祉部(健康福祉こどもセンター所長)」に改める。

(青森県母子自立支援員に関する規程の一部改正)

第十三条 青森県母子自立支援員に関する規程(昭和三十三年九月青森県訓令甲第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「勤務する」の下に「地域県民局の地域健康福祉部又は」を加え、「所長」を「所長等」に改める。

第四条、第五条及び第八条中「所長」を「所長等」に改める。

(青森県婦人相談員規程の一部改正)

第十四条 青森県婦人相談員規程(昭和三十三年七月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「女性相談所」の下に、「地域県民局の地域健康福祉部」を加える。

第四条中「女性相談所」の下に、「地域県民局の地域健康福祉部」を加え、「所長」を「所長等」に改める。

第五条及び第八条中「所長」を「所長等」に改める。

(青森県国有林野産物極印使用規程の一部改正)

第十五条 青森県国有林野産物極印使用規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条中「農林水産事務所長」を「地域県民局の地域農林水産部長又は農林水産事務所長」に改める。

(青森県国有林野県行部分林保護管理規程の一部改正)

第十六条 青森県国有林野県行部分林保護管理規程(昭和三十一年十一月青森県訓令甲第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農林水産事務所長」を「地域県民局長及び農林水産事務所長」に、「所長」を「所長等」に改める。

第三条から第五条までの規定中「所長」を「所長等」に改める。

(県営林事業手の設置等に関する規程の一部改正)

第十七条 県営林事業手の設置等に関する規程(昭和四十三年六月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「事業手は、」の下に「地域県民局の地域農林水産部又は」を加える。

第四号様式中「地方農林水産事務所長」を「地域県民局地域農林水産部長(農林水産事務所長)」に、「
地方農林水産事務所」を「地域県民局地域農林水産部(農林水産事務所)」に改める。

地方農林水産事務所長 農林水産事務所長
地方農林水産事務所 農林水産事務所

(青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程の一部改正)

第十八条 青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程（昭和四十九年九月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「巡視員は、」の下に「地域県民局の地域農林水産部又は」を加える。

第四号様式中「農林水産部事務所」を「地域農林水産部事務所（農林水産部事務所）」、「農林水産事務所」を「地域農林水産部事務所（農林水産部事務所）」に改める。

（青森県漁業監視員規程の一部改正）

第十九条 青森県漁業監視員規程（昭和三十三年一月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「農林水産部水産振興課」を「農林水産部水産局水産振興課」に改める。

第九条中「農林水産部水産振興課長」を「農林水産部水産局水産振興課長」に改める。

第二号様式の裏中「農林水産部水産振興課」を「農林水産部水産局水産振興課」に改める。

（青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正）

第二十条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成二年三月青森県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「文化観光部長及び農林水産部長」を「農林水産部長及びエネルギー総合対策局長」に改め、同条第四項中「属する部」の下に「又は局」を加える。

（青森県非常勤道路監視員規程の一部改正）

第二十一条 青森県非常勤道路監視員規程（平成八年三月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「監視員は、」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加える。

第五条中「所属する」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加え、「所長」を「所長等」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「所長」を「所長等」に改める。

第六条及び第八条中「所長」を「所長等」に改める。

第一号様式の裏中「所属する」の次に「地域農林水産部」を加え、「所長」を「所長等」に改める。

第二号様式の表中「漁業事務所」を「地域農林水産部事務所（漁業事務所）」、「」に、「所長」を「所長等」に改める。

（青森県非常勤河川監視員規程の一部改正）

第二十二条 青森県非常勤河川監視員規程（昭和四十四年十一月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「監視員は、」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加える。

第五条中「所属する」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加え、「所長」を「所長等」に改め、同条第二号及び第三号中「所長」を「所長等」に改める。

第六条及び第八条中「所長」を「所長等」に改める。

第一号様式の裏中「所属する」の次に「地域農林水産部」を加え、「所長」を「所長等」に改める。

第二号様式中「所長」を「部（所）長」に改める。

第二十三条 青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「掲げる」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加える。

第五条中「所属する」の下に「地域県民局の地域整備部又は」を加え、「所長」を「所長等」に改め、同条第二号及び第三号中「所長」を「所長等」に改める。

第六条及び第八条中「所長」を「所長等」に改める。

別表中「

県	土	整	備	事	務	所
---	---	---	---	---	---	---

を「

地域県民局の地

域整備部及び県土整備事務所」に、「弘前県土整備事務所」を「中南地域県民局

地域整備部」に、「八戸県土整備事務所」を「三八地域県民局地域整備部」に、「むつ県土整備事務所」を「下北地域県民局地域整備部」に改める。

第一号様式の裏中「所属する」の次に「地域農林水産部」を加え、「所長」を「所長等」に改める。

第二号様式中「所長」を「部（所）長」に改める。

（青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正）

第二十四条 青森県八戸港漁業補償対策会議規程（昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所所長及び八戸県土整備事務所八戸港管理所長」を「三八地域県民局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所所長及び三八地域県民局地域整備部八戸港管理所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

並行在来線対策室設置規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

並行在来線対策室設置規程

(設置)

第一条 企画政策部に並行在来線対策室（以下「対策室」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 対策室は、次の事務を所掌する。

- 一 東北新幹線延伸後における並行在来線の運営対策に関する事。
- 二 鉄道施設に関する事。
- 三 鉄道管理事務所に関する事。

(対策室の職等)

第三条 対策室に至長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 対策室に必要な応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

7 その他の職員は、上司の命を受け、対策室の事務に従事する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

人づくり戦略チーム設置規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

人づくり戦略チーム設置規程

(設置)

第一条 企画政策部に人づくり戦略チーム（以下「戦略チーム」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 戦略チームは、次の事務を所掌する。

- 一 人材の育成、少子化への対応その他の人づくりに係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
- 二 人づくりに係る施策の総合的な推進に関する事。
- 三 人づくりに係る施策の推進に係る学校教育との連携に関する事。

(戦略チームの職等)

第三条 戦略チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、戦略チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 戦略チームに必要な応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、戦略チームの所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、戦略チームの所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、戦略チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、戦略チームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

たる。

6 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

7 その他の職員は、上司の命を受け、戦略チームの事務に従事する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程及び県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

行政経営推進室設置規程及び県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令

(行政経営推進室設置規程の一部改正)

第一条 行政経営推進室設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「総括主査」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

(県境再生対策室設置規程の一部改正)

第二条 県境再生対策室設置規程(平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「総括主査」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において総括主査を命ぜられている者及び総括主査に兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ主査を命ぜられ、及び主査に兼務を命ぜられたものとする。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令

原子力施設安全検証室設置規程(平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「総括主査」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第五条を削る。

附 則

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において総括主査を命ぜられている者及び総括主査に兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ主査を命ぜられ、及び主査に兼務を命ぜられたものとする。

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

海外産業経済交流推進チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

海外産業経済交流推進チーム設置規程の一部を改正する訓令

海外産業経済交流推進チーム設置規程(平成十六年十月青森県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「総括主査」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第五条中、「の次長のうち商工政策課に係る事務を整理する次長」を「各次長」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において総括主査を命ぜられている者及び総括主査に兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ主査を命ぜられ、及び主査に兼務を命ぜられたものとする。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

県立美術館開館準備局設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

県立美術館開館準備局設置規程の一部を改正する訓令

県立美術館開館準備局設置規程（平成十七年十一月青森県訓令甲第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県立美術館開館準備局設置規程

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 商工労働部観光局に県立美術館開館準備室（以下「準備室」という。）を置く。

第一条中「準備局」を「準備室」に改める。

第三条の前の見出し中「準備局」を「準備室」に改め、同条を次のように改める。

第三条 準備室に室長及び室長補佐を置く。

2 室長は、上司の命を受け、準備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 室長補佐は、室長を補佐し、準備室の事務を整理する。

第四条第一項中「準備局」を「準備室」に改め、「総括主査」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第五条第一項中「準備局」を「準備室」に改め、「総括主査」を削り、同条第二項から第五項までの規定中「準備局」を「準備室」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「準備局」を「準備室」に改め、同項を同条

第七項とし、同条の次に次の一条を加える。

（準備室の担当次長）

第六条 商工労働部の次長のうち観光局観光企画課に係る事務を整理する次長は、部長及び局長を補佐し、準備室に係る事務を整理する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総括主査」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第五条中「畜産課」を「農産園芸課」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において総括主査を命ぜられている者及び総括主査に兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ主査を命ぜられ、及び主査に兼務を命ぜられたものとする。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

ITER誘致推進室設置規程及びITER誘致推進東京連絡事務所設置規程を廃止

する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

ITER誘致推進室設置規程及びITER誘致推進東京連絡事務所設置規程を
廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 ITER誘致推進室設置規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十三号）
- 二 ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程（平成十六年三月青森県訓令甲第八号）

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百七十四号

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程

（青森県結核予防補助金交付規程の一部改正）

第一条 青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「所管健康福祉子どもセンター所長」を「所管の地域県民局長又は健康福祉子どもセンター所長」に改める。

（青森県家畜人工授精講習会等開催要綱の一部改正）

第二条 青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「管轄農林水産事務所」を「管轄の地域県民局の地域農林水産部又は農

林水産事務所」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭